

土砂災害警戒区域等の指定に伴う新たな対策について

1 趣旨

土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定（平成 29 年 3 月 13 日）に伴い、警戒避難体制の整備について検討を行い、新たな対策をまとめたので報告する。

2 土砂災害警戒区域等

大塚、目白台、関口、音羽、小日向、春日、千駄木、弥生、湯島、本郷の各一部地域。
土砂災害警戒区域 15 か所、うち土砂災害特別警戒区域 11 か所。
※基礎調査結果（平成 28 年 9 月 29 日公表）と同じ箇所が指定された。

3 検討委員会

関係部課長を委員とした土砂災害対策検討委員会（委員長：危機管理室長）及び部会（3 班体制）により検討を行った。

平成 29 年 1 月から 4 月までの間に、検討委員会を 2 回、部会を各 2 回開催した。

4 対策の主な内容

（1）区民等への情報提供

土砂災害警戒区域等（以下「警戒区域」という。）の居住者等への情報伝達手段を増やすなどの充実を図るとともに、臨時水害対策本部の構成員を増やすなど避難勧告等の発令に向けた区の体制を強化する。

（2）避難所の指定

土砂災害時のための避難所を新たに指定し、職員体制を整える。

（3）要配慮者等への対応

警戒区域に所在する要配慮者施設や在宅の要配慮者を把握し、適切に情報伝達を行う。

（4）区有施設の対応

警戒区域内の区有施設について区民への周知を行うとともに、適切に情報伝達を行う。

※ 詳細は、別紙「警戒避難体制の整備について（第 1 版）」のとおり。

5 今後の予定

平成 29 年 5 月	災害対策調査特別委員会へ報告
平成 29 年 6 月	警戒区域の居住者等への周知
9 月	土砂災害ハザードマップ、セルフチェックシート等の作成・配付
10 月	水害・土砂災害対策実施要領の修正
平成 30 年度以降	地域防災計画の修正

6 その他

平成 30 年度に、都の 2 回目となる基礎調査結果公表及び土砂災害警戒区域等の指定が予定されている。

警戒避難体制の整備について（第1版）

平成29年4月

1 区民等への情報提供

(1) 大雨・台風時の情報伝達（開始時期：平成29年6月）

ア 情報伝達手段の充実

避難に関する情報として、避難勧告等の第一段階である「避難準備・高齢者等避難開始」発令時から伝達する手段を新たに追加し、区民等が情報を受け取る機会を増やす。

（網掛けは新規）

（表1 情報伝達的手段とタイミング）

No.	手段	気象警報 雨量情報	避難勧告等		
			避難準備・高齢者等避難開始	避難勧告	避難指示 (緊急)
1	ホームページ	○	○	○	○
2	ツイッター等 SNS	○	○	○	○
3	CATV		○	○	○
4	Lアラート※		○	○	○
5	文の京安心防災メール	○	○	○	○
6	防災行政無線			○	○
7	緊急速報メール(エリアメール)		○	○	○
8	Yahoo!防災速報		○	○	○
9	巡回による広報(青色パトロール車)			○	○

※ Lアラートは、自治体が災害情報等についてテレビ等を通じて配信するシステムであり、現在はテレビ（NHKのデータ放送）の画面で見ることができる。

※ 3(2)アに掲げる戸別訪問の結果等を踏まえ、伝達手段とタイミングを見直す場合がある。

イ 伝達内容の標準化

伝達文を標準化することにより、分かりやすく、かつ迅速な伝達を行う。

ウ 要配慮者施設等への情報伝達

「避難準備・高齢者等避難開始」発令時に、警戒区域に所在する施設に対し、区から電話・FAX等により情報伝達を行う。

対象施設は、社会福祉施設、医療施設、保育園、児童館、育成室、幼稚園、小学校、中学校等とし、平成29年4月現在、国・私立中学校が2校該当する。

(2) 平常時からの情報提供

ア ハザードマップ等の作成（平成29年9月配付予定）

警戒区域の居住者等に対し周知するため、土砂災害ハザードマップ、セルフチェックシート及びパンフレットを作成し、戸別配付を行う。これらの情報提供・周知活動を通じて、がけ・擁壁の所有者に対してがけ整備資金助成事業等に関する情報提供を行うとともに、適切な維持管理に関する区の相談窓口を紹介する。

また、これらの周知・情報提供のための定期的な説明会等の開催を検討する。

イ CATVによる啓発番組の放送（時期未定）

区民チャンネルを活用し、災害情報の受け取り方や避難行動の方法等について周知して注意喚起を図る。

ウ 区報、ホームページ等による周知

区報、ホームページ、土砂災害ハザードマップ、パンフレット等により、警戒区域や避難行動の方法等を周知して注意喚起を図る。

(3) 避難勧告を発令する体制の強化（実施時期：平成 29 年 5 月）

情報伝達を迅速に行うため、要配慮者施設及び区有施設の関係部課を臨時水害対策本部に加える。

2 避難所の指定

(1) 避難所の指定（実施時期：平成 29 年 6 月）

避難勧告等を発令した場合の避難所を指定するとともに、開設のための職員体制を整える。

（表 2 避難所の一覧）

No.	避難所	警戒区域	警戒区域の所在地
1	青柳小学校	K001～K005	大塚一・二・五丁目、音羽一・二丁目
2	目白台交流館	K003～K009	大塚一・二丁目、関口二丁目、目白台一丁目、音羽一・二丁目
3	小日向台町小学校	K010、K011	春日二丁目、小日向一丁目、音羽一丁目
4	文林中学校	K012	千駄木三丁目
5	第六中学校	K013	弥生一・二丁目
6	湯島小学校	K014	湯島三丁目
7	本郷台中学校	K015	本郷一丁目

※ 水害・土砂災害対策実施要領（ver.1）では、上記の外、次の避難所を指定している。

指ヶ谷小学校、茗台中学校、音羽中学校

※ 目白台交流館は指定管理者施設である。

※ 音羽地域活動センターの建設後は、避難所に追加する予定である。

3 要配慮者等への対応

(1) 要配慮者施設利用者への対応（開始時期：平成 29 年 6 月）

1 (1) ウにより情報伝達を行う。

(2) 在宅の要配慮者等に対する情報提供（開始時期：平成 29 年 6 月）

ア 在宅の要配慮者

避難行動要支援者名簿登録者のうち警戒区域内に居住する要支援者に対して、防災課からの戸別訪問等を通じ、土砂災害時の避難行動等についてセルフチェックシートを用いて説明するとともに、本人の情報の受け取り方と区からの適切な伝え方を把握する。

イ 妊産婦等

母子健康手帳の交付時に災害情報の受け取り方を案内するなど、安全確保につながる情報を周知していく。

4 区有施設の対応

(1) 区有施設及び施設利用者等への対応（開始時期：平成 29 年 6 月）

平常時から 1（2）ウの方法により、警戒区域内の区有施設利用者に対して注意喚起を図る。

また、施設利用時間中に管理する者がいる施設に対しては、「避難準備・高齢者等避難開始」発令時に、区から情報伝達を行う。

なお、平成 29 年 4 月現在、警戒区域に所在する区有施設は次のとおりである。

(表 3 区有施設の一覧)

警戒区域	施設
K005	音羽中学校グラウンド
K006	目白台運動公園
K012	須藤公園
K015	元町公園
K015	旧元町小学校